

## 第18回青森県いじめ防止対策審議会 概要

- 1 日時 令和元年6月3日(月) 13:00～14:30
- 2 場所 青森県庁南棟5階 教育委員会室
- 3 出席者

### 【委員】

内海 隆 委員  
関谷 道夫 委員  
沼田 徹 委員  
田中 治 委員  
鳴海 春輝 委員

### 【事務局】

三戸教育次長、長内学校教育課長、ほか学校教育課職員(5名)

## 4 会議概要

### (1) 審議事項

「平成30年度のいじめ防止等の取組及び平成31年度のいじめ防止対策について」

第17回青森県いじめ防止対策審議会(平成30年12月14日開催)以降の平成30年度のいじめ防止等の取組、平成31年度のいじめ防止対策について、事務局から報告する。

### 【主な意見】

- いじめは人権意識が涵養されている土壌では起きにくいものであるが、現在の学校では、校則が生徒の多様性を認めるものになっていない例が見られる。校則問題について、児童生徒に考えさせ、自分たちにとって重要なことは自分たちで決めるという民主的な力を付けさせたい。
- 生徒の自主性を引き出し、責任を伴う行動につなげていくことが重要である。
- いじめ問題について児童生徒が自主的に考えることが、いじめの解決力を高めることにつながる。
- いじめアンケートについて、アンケートの実施方法や具体的な項目等を学校とは関係のない第三者がどう評価・判断するのか聞いた上で工夫するとよい。

「新規重点事業『青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業』について」

事業の概要について事務局から報告する。

### 【主な意見】

- SNS上では、いろいろな人間の心理と行動が非常に極端な形で現れている。その心理面を伝えていくべきである。例えば、言語化することによって、それがまるで現実であるかのように捉えるという心理がまず生まれ、次に伝播する。心理にはこの恐ろしさがあることを知る必要がある。この人間の心理とそれが行動につながるということを伝えていく必要がある。
- 匿名性があるという意識が悪質な書き込みの一因にもなり得る。問題のある書き込みを

した場合には、誰がその書き込みをしたのかが明らかにされる場合もあるということを子どもたちは知るべきである。

- 学校でしっかりと情報モラルやリテラシーを教える時間を確保する必要がある。県教育委員会が作成するリーフレットもただ配るだけでなく、リーフレットを使って教員が児童生徒を指導することが大切である。
- できるだけ早い段階でSNSの使い方などについて子どもたちを教育すべきである。中学校や高等学校での教育も大切であるが、もっと早い時期から、保護者も含めてネットの理解を深める教育を重点的にやるべきである。

#### 「学校の教育相談体制の充実について」

「学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業」の概要について、事務局から報告する。

#### 【主な意見】

- 児童生徒から見るとスクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の利用はハードルが高いようなので、児童生徒が相談しやすい環境づくりをしてほしい。
- SSWとして社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職が学校の中に入って支援しているが、学校の先生方との連携が円滑に進まず、孤立している例もあると聞いているため、新たな取り組みに期待している。
- 年度当初に学校がSSWを活用できる準備が整うまでに時間がかかっているという課題がある。
- 学校の先生方とSC、SSWがより緊密性を高める体制を構築し、チームとして一体化すること、力を結集していくことが大切である。
- SCとSSWの役割を明確にしておくことで、両者が専門性を発揮しやすい環境を整える必要がある。
- 学校に様々な専門家が入ることは重要であり、子どもたちに安全・安心感を与えることにつながる。
- 学校として、子どもたちがどこに悩みや不安などを訴えればいいのかを明確にすることが重要である。